

令和 7 年度

第 9 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 7 年 12 月 5 日(金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 10 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之		○	17	渡邊 敬子		○
6	財間 敏行	○		18	道下 和子	○	
7	須應 敏明	○		19	井上 伸啓	○	
8	寺西 玉実		○	20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	小田 徳生	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	木村 泰三	○		出張所長	糸原 秀晴		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦	○	
				主 任	加川 元暁		
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博		○	出張所長	今西 隆行	○	
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

<p>事務局長</p>	<p>ただ今より、令和7年度第9回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)本日、5番入谷委員、8番寺西委員、17番渡邊委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>24番榮田委員さん、1番原田委員さん、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案に移る前に、あらかじめ送付した議案に訂正がありますので、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(議案の訂正について以下の通り説明。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書について」 受付番号51について、譲渡人、住所の漢字に誤りがあったため訂正。 ・議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書について」 受付番号40について、転用目的用途等に誤りがあったため訂正。 ・議案第4号「非農地証明申請書について」 受付番号の記載に誤りがあったため訂正。
<p>議長</p>	<p>それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号46から53の8件について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご質疑・ご意見はございますか。</p>

議長	<p>(なしとの声)</p> <p>それでは採決に移ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号46から53の8件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なしとの声)</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号46から53の8件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員、許可することと決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第2号 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。</p> <p>原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。</p> <p>内訳としましては、1年契約が1件2,124㎡、2年契約が3件5,440㎡、3年契約が19件69,971㎡、4年契約が6件28,493㎡、5年契約が21件85,776㎡、6年契約が11件40,859㎡、7年契約が3件28,381㎡、8年契約が2件7,164㎡、10年契約が42件189,785.7㎡、11年契約が11件55,492㎡で合計119件513,485.7㎡となっております。</p> <p>詳細は、議案資料1ページから245ページのとおりです。</p> <p>なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者もしくは事後の変更として地域計画の見直しの際、目標地図に位置付ける者であることを本市農業振興課から確認しております。</p> <p>以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。質疑等はありませんか。</p>

4 番増谷委員	促進計画原案の現況面積という項目は、水張面積を示しているのでしょうか。
事務局長	促進計画原案に記載されている現況面積の数字は、農地貸借申出書の時点で記入されたものを掲載しています。そのため、現況面積が水張面積を示している場合や、登記面積と同一である場合など、現時点で統一されていない項目であります。今後、統一された形にはなると思いますが、現在の取り扱いは先ほど申し上げた形となっております。
議長	<p>ありがとうございました。ほかにございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	挙手全員、決定されました。
議長	<p>続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番 24 から 40 の 17 件について事務局からの説明を求めます。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号 24</p> <p>位置等：説明資料 6～11 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：該当なし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p> <p>その他：なし</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 25</p> <p>位置等：説明資料 6～11 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：該当なし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p> <p>その他：なし</p> <p>受付番号 26</p> <p>位置等：説明資料 6, 12 ページに記載</p> <p>転用事由：駐車場</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：該当なし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外不要</p> <p>その他：なし</p> <p>受付番号 27</p> <p>位置等：説明資料 6, 13 ページに記載</p> <p>転用事由：資材置き場（工事に伴う一時転用）</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：該当なし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：なし</p> <p>その他：一時転用許可申請であり農振農用地の不許可の例外</p> <p>受付番号 28</p> <p>位置等：説明資料 6, 13 ページに記載</p> <p>転用事由：資材置き場へ向かうスロープの一部（工事に伴う一時転用）</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：該当なし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：なし</p> <p>その他：一時転用許可申請であり農振農用地の不許可の例外</p>
----------------------	--

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 29 位置等：説明資料 6, 14 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：全額借入資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要 その他：なし</p>
<p>事務局員 (西城出張所)</p>	<p>受付番号 30 位置等：説明資料 15～19 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：なし</p> <p>受付番号 31 位置等：説明資料 15～19 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み その他：なし</p>
<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>受付番号 32 位置等：説明資料 20～27 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済 その他：なし</p>

<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>受付番号 33 位置等：説明資料 20～27 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済 その他：なし</p> <p>受付番号 34 位置等：説明資料 28～30 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済 その他：なし</p> <p>受付番号 35 位置等：説明資料 28～30 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済 その他：なし</p> <p>受付番号 36 位置等：説明資料 28～30 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済 その他：なし</p>
-------------------------	---

<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>受付番号 37 位置等：説明資料 28～30 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済 その他：なし</p> <p>受付番号 38 位置等：説明資料 31～35 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済 その他：なし</p> <p>受付番号 39 位置等：説明資料 31～35 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済 その他：なし</p>
<p>事務局員 (総領出張所)</p>	<p>受付番号 40 位置等：説明資料 36～47 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済 その他：なし</p>

議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p>
21 番天根委員	<p>受付番号 27, 28 について、一時転用されるということですが、申請地の現状について教えていただきたいです。</p>
事務局員 (本庁)	<p>申請地は、現在耕作をしておらず、草刈り程度の管理状態ということを確認しております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ほかにございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 24 から 40 の 17 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>それでは議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 24 から 40 の 17 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員、許可することと決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号 34 から 39 の 6 件について事務局からの説明を求めます。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号 34</p> <p>位置等：説明資料 6, 48, 49 ページに記載</p> <p>潰廃事由：①昭和 57 年ごろから庭として利用されており、宅地となっている。</p> <p>②平成 7 年ごろから耕作が難しくなり、手入れができず山林、原野になっている。</p> <p>③申請者の母が所有者のころ、砂利を埋めて雑種地としていた。</p> <p>以上のことから、このたび地目変更登記をするため。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>現地確認：①申請地は庭として利用され宅地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>②申請地は草木が生い茂り山林、原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>③申請地は砂利で埋め立てられ雑種地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 35</p> <p>位置等：説明資料 6, 50 ページに記載</p> <p>潰廃事由：申請者の父が所有者の時、昭和 48 年ごろに隣人が県道の拡張工事により住居を立ち退くこととなり、父が隣人に申請地を貸して住居を再建築させた。しかし、登記地目は変更されておらず、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は、建物の敷地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号 36</p> <p>位置等：説明資料 6, 51 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 12 年ごろに耕作ができなくなり、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は、原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号 37</p> <p>位置等：説明資料 6, 52, 53 ページに記載</p> <p>潰廃事由：①狭く小さい敷地で耕作困難となり原野化している。</p> <p>②牛舎の敷地および通路であり、雑種地となっている。</p> <p>以上のことから、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：①申請地は、原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>②申請地は、雑種地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>

<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 38 位置等：説明資料 54, 55 ページに記載 潰廃事由：昭和 40 年ごろから耕作ができず山林および原野化しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は山林、原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号 39 位置等：説明資料 54, 56 ページに記載 潰廃事由：機械が敷地に入らない影響で平成 20 年ごろから耕作ができず原野化しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決に移ります。議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 34 から 39 の 6 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 34 から 39 の 6 件を申請のとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員、証明することと決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(その他事項について資料にて説明) ○会長報告</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員会 ・ 女性農業者と農業委員の意見交換会 ・ 庄原市農業施策に対する意見書の提出 ・ 農業者年金相談会 <p>○今後の主な日程 の報告を行った。</p>
<p>議長</p>	<p>以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。</p> <p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第9回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時10分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和7年12月5日

議長
(道下 和子) _____

24番委員
(榮田 明美) _____

1番委員
(原田 實夫) _____